特殊詐欺被害の根絶及び危険ドラッグ等の薬物に起因する事件の絶無を 図るための覚書の締結について

平成 28 年 3 月 25 日に東大和警察署、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会立川支部及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩北支部と「特殊詐欺被害の根絶及び危険ドラッグ等の薬物に起因する事件の絶無を図るための覚書」を締結いたしました。

特殊詐欺被害や危険ドラッグ等の、薬物による健康被害や事件が相次ぎ、社会問題となっております。そこで、平成27年5月に、東京都、警視庁、東京都宅地建物取引業協会、及び全日本不動産協会東京都本部により、特殊詐欺及び危険薬物の根絶を強力に推進することを目的に、「危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定」が締結されました。また、平成27年9月1日に改正された「東京都安全安心まちづくり条例」では、危険薬物や特殊詐欺に関する情報を知った場合の警察への通報や、建物を危険薬物の販売や特殊詐欺のアジトにすることが禁止されるなど、安全安心まちづくりの体制が強化されたことを受けまして、本市におきましても、各機関と覚書を締結することとなりました。